

第23号

2007. 11. 20

日本歯科技工士連盟機関紙

れんめい

発行 日本歯科技工士連盟
 東京都新宿区市谷左内町21-5
 日本歯科技工士会館内

発行人 奥村厚史

編集 日本歯科技工士連盟

発行日 平成19年11月20日(火)

自由民主党厚生労働部会・厚生関係団体委員会 合同会議に出席 歯科技工士の懸案解決を強く主張



▶懸案打開に向け訴える中西会長

去る十月二十二日(月)、中西茂昭会長が、自由民主党会館で開催された厚生労働部会・厚生関係団体委員会合同会議に出席。歯科技工士の懸案解決に向け、出席した関係者に環境改善要望を行った。

会議は、午後二時に大村秀章厚生関係団体委員長の司会で開会。西川京子厚生労働副大臣、松浪健太厚生労働大臣政務官、坂本剛二組織本部長、二田孝治団体総局長、宮澤洋一政務調査会副会長、菅義偉選対副委員長、衛藤晟一厚生労働部会長をはじめ、厚生労働関係議員、厚生労働省吏員など多数の関係者が出席した。

その中で要望に立った中西会長は、開口一番、「自由民主党は、医師・歯科医師・薬剤師等力のある者の意見ばかりを政策に反映しすぎる。その結果が、今回の選挙結果につながったのではないか。もっと医療を下支えする者の声を聞き入れるべきだ」と切り出し、会場内からは、軽いどよめきとともに「そうだ!」の声があがった。

引き続き中西会長は、「歯科技工士の環境については、今まで何度もお願いしてきたとおりで、最悪の状態にある。歯科技工士のなり手がなくなってきた。いま、何とか環境を改善していただかないと、国民の口腔保健、特に入れ歯を必要とされる確立の高い高齢者の口腔保健の維持ができなくなり、結果として医療費抑制につながらない。その所を良くご理解いただき、要望書にあるような項目を改善していただきたくお願いしたい。」と関係諸氏に強く訴えかけた。

要望内容

歯科技工に係る著しい保健懸案

一教育分野 (技術伝承の危機を回避するために)

歯科技工士教育制度の更新は行政不作為に近い

●大臣免許を「統一試験」へ速やかに移行を

昭和五十六(一九八二)年、歯科技工士免許は、知事免許から大臣免許に移行した。

本来、免許試験は、この折に全国試験へ移行すべきであったが、以来四半世紀に亘り「県別問題・県別判定」は改められず放置されている。この間、行政監察局の改善指摘*1は無視され、所轄行政は何一つ障害の無い「学説問題の統一」をも目指していない。

免許保有者の約三割のみが就労するという環境にあつて、統一試験への取り組みを遅滞させる隠された理由は、一部の低レベル養成機関の存続意図にあると指摘せざるを得ない。

少なくとも、平成十七年度から国立大学法人広島大学に開講した四年制の修了者の免許試験時には全国統一試験とされるべきである。

●養成教育における科目と時間の不足改善を

歯科医学は、医療材料の開発や新知見の普及により進歩・多様化してきた。これに添う歯科医学教育の内容の更新に伴い、歯科技工教育も更新される。歯科技工教育にあつては昭和四十一(一九六六)年の改正時から二年制を続け、この枠を前提としたため、実技修練時間の削減により押し込められている。

教育制度の改正に係る公式検討は重ねられ成案は出ている*2が、行政により実行されていない。

こうした更新不作為により、新卒歯科技工士の技能不足は著しい。このことによつて臨床現場では初期訓練の再教育投資を抑制し、就職ができていない新卒者においては何もできない自分への無力感に満ちるなどして、若年層の離業は著しい。就労年代の断絶は危険領域に

ある。入学志願者は定員をも下回るほど減少しており、適材の供給不安は明らかである。法整備の道筋はすでに見えている。一部養成機関の延命優先志向を廃し、教育科目と授業時間不足の解消を実現されたい。

*1 平成十二年行政監察局「規制行政に関する調査―資格制度等―結果に基づく報告」

*2 平成十三年厚生労働省「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会」意見書

▶ヒアリングに耳を傾ける厚生労働省吏員等関係者



一社会保険報酬と法令分野(低質蔓延の危機を回避するために)

国民は同じ負担をしながら差益の存在のため、知らぬ間に「安普請」を受けている

●社会保険における「入れ歯や差し歯の製作料」は製作に充てるべき

歯科医師自身が技工を担っていた昭和三十六(一九六一)年、皆保険の開始期にあたり「歯冠修復及び欠損補綴」はその一部が保険現物給付された。この保険



衛生労働部会長
厚生労働部会長

適用範囲は漸次拡大され、昭和終期には（アメニティを除く以外）大方は保険対象に含まれた。
このため歯科技工市場は占有的影響を受け、社会保険と委託歯科技工料との関係を調整する必要が生じた。そこで、「関係者間の利害を調節して国民の歯科保健を推進させる」との目的のもと、昭和六十三（一九八八）年に厚生省告示（いわゆる「歯科技工料七・三大臣告示」）が発せられた。しかし告示直後から現在に至るまで経済関係に実効性をもっていない。国会などで答弁

なされず、歯科医師によって診療の場で物性強化はできない。「入れ歯や差し歯の製作料」は定額で支払われながら、「安普請」が横行し反復されている。消費者は、価格差を知らされず、差益を手に入れている。保険における「入れ歯や差し歯の製作料」は製作に充てられるべきである。外部委託により製作せしめる場合には、「入れ歯差益」の大小に歯科医師を惑わさず、歯科技工の委託先は「質や付加価値」「継続性・安定性」などの医療価値で選択され、また昨今、とかく誤用・悪用される歯科医師の裁量を本来の価値に戻すべきである。
法整備を希望する。

◆ヒアリングに臨む厚生関係団体役員
*3 著しく低価格が進行し総額占有も高い特定項目（硬質レジン前装鋳造冠）を平均値への算入項目に加えていない。
*4 歯科技工士による歯科技工行為には「歯科医師が発行した指示書が前提」であり、歯科技工士にその保存義務もあるが、歯科医師による「指示書の発行」に関する法令記述は皆無であり、差益追求事業者の介在を許している。



松浪健太
厚生労働大臣政務官

衛藤晟一 自民党厚生労働部会長訪問

労働環境・教育分野の懸案解決を要請

十一月二日（金）、中西茂昭会長と後藤久幸大分県歯科技工士連盟会長（日技連盟総務）が、参議院議員会館に衛藤晟一自民党厚生労働部会長を訪問し、長年の懸案である、歯科技工士の労働環境、教育分野等の問題を訴え、解決に向けての協力を要請した。
衛藤議員は、日技連盟旧議連のメンバーで、歯科技工士の問題には従前より理解があり、第二十一回参議院議員通常選挙では、参議院比例代表選出議員選挙で中西会長とともに戦った、いわば戦友でもある。
中西会長は、「先日の自民党の厚生労働部会と厚生関係団体委員会の合同会議でも申し上げたが、自民党は、医療を下支えするものとしての見を、もっと政策として反映させてほしい。いま、歯科技工士は、低所得、長時間労働を強いられ、最悪の環境にある。歯科診療報酬点数表の中に、保険としての歯科技工製作点数を明示して、我々に届くようにしてほしい」と要望した。
また、歯科技工士を目指す者が少なくなっていることにも触れ、歯科技工士試験の統一や、養成年限の延長の要請も行った。
これに対し衛藤議員は、「歯科技工士さんの現状はよく理解しているつもりであり、要望は真摯に受け止め、最大限努力する」と協力を要請する中西会長と後藤大分県歯科技連盟会長（日技連盟総務）



長年抱えている懸案事項問題を解決すべく、衛藤議員に要望する中西会長と後藤大分県歯科技連盟会長（日技連盟総務）

稲田朋美議員 日技会館に来館！

—中西会長、歯科技工士の現状を報告・改善を要望—



十一月八日（木）午後二時、衆議院福井第一選挙区選出の稲田朋美議員が、歯科技工士労務対策部の招きにより、日技会館を訪れ、中西会長・庭山常務理事と「女性が輝く環境作り」をテーマに対談を行った。詳細内容は、後日「日本歯技」に同封予定。対談を終えた後、中西会長は、歯科技工士の現状について稲田議員に報告。社会制度の改善に向け協力を要請し、稲田議員も協力を約束した。

●稲田朋美（いなだともみ）衆議院議員
衆議院法務・予算各委員、自由民主党女性・報道各局長次長、伝統と創造の会会長、弁護士・越前市
第21回参議院議員通常選挙では、清和政策研究会（町村派）で中西候補の担当として尽力していただいた。

和而不同

●年金は、自分で掛け金を払い込む、いわゆる自助の部分と、基礎年金の一部を国が負担する公助の部分で成り立っている。●社会保険庁の不祥事などもあり、国民年金の納付率が六十代に落ち込み、このままでは年金制度そのものが持たないということ、基礎年金部分の二分の一を国が負担する案が検討されている。その財源は消費税である。●一方、民主党は基礎年金部分を全額国が負担する案を提示しており、現制度から全てが移管できる四十年後まで、緩やかな増税を考えているようである。●年金制度を一元化し、基礎年金部分の財源を消費税で賄う案は基本的には賛成できる。ただ、基礎年金部分の負担を二分の一にするには、消費税を一％、全額負担する場合は五〜七％上げなければならぬと経済財政諮問会議は算定している。●防衛省前事務次官の不祥事で知られるところとなったが、防衛省に納められる軍備品などのほとんどが随意契約らしい。従って、価格が適正なのかどうか、一切わからない。また、在沖繩海兵隊のグアム移転に際して日本が取り組む施設移転などの費用も、相当無駄があるように仄聞している。国家機密保持の面もあるとは思いますが、全てそれで許されるというわけにはいかない。●政府は、徹底的に税金の無駄を省いて欲しい。国家公務員倫理規程にも、「職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みまなければならないこと」とある。その上で、社会保障政策が語られなくてはならない。